

○和泊町子ども医療費助成条例

平成28年3月16日条例第9号

和泊町子ども医療費助成条例

(目的)

**第1条** この条例は、子どもの保護者に対し、子どもに係る医療費を助成することにより、子どもの疾病の早期発見と早期治療の促進、ひいては子どもの保健の向上及び健やかな育成に寄与し、もって子どもの福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。ただし、和泊町重度心身障害者医療費助成条例(昭和49年和泊町条例第37号)の規定により医療費の助成を受けられる者、和泊町ひとり親家庭医療費助成に関する条例(平成15年和泊町条例第4号)の規定により医療費の助成を受けられる者及び生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者を除く。

(2) 保護者 児童福祉法(昭和22年法律第164条)第6条に規定する者をいう。

(3) 医療保険各法 健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。

(対象者)

**第3条** この条例に基づく医療費の助成金(以下「助成金」という。)の支給を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、本町に住所を有し、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者である子どもの保護者とする。

(助成金の支給)

**第4条** 子どもの疾病又は負傷について、医療保険各法による療養の給付、療養費、家族療養費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費の支給(以下「療養の給付等」という。)が行われた場合において、その保護者に対し、助成金を支給する。

2 助成金の額は、子ども1人の医療費につき、医療保険各法の規定により療養の給付等を受ける

者が負担すべき一部負担金の額とする。この場合において、当該対象者が次の各号に定める給付を受けるときは、当該対象者が支払った一部負担金から当該給付の額に相当する額を減じた額をもって、当該対象者の一部負担金とみなす。

(1) 国又は地方公共団体の負担する医療に係る給付

(2) 医療保険各法の規定により支給される高額療養費

(3) 医療保険各法に基づく規約又は定款の定めによりなされる附加給付

(4) 前3号に定めるもののほか、法令の定めによりなされる医療に係る給付

3 前項の規定にかかわらず、町長は、対象者が当該助成に係る医療に関し医療機関に支払った証明手数料のうち、証明1件につき50円を限度として助成する。

(受給資格者の登録)

**第5条** 対象者は、助成金の支給を受けようとするときは、規則で定めるところにより、町長に申請し、助成金受給資格者登録(以下「登録」という。)を受けなければならない。

2 登録を受けた対象者(以下「受給資格者」という。)は、登録事項に変更を生じたときは、速やかに町長に届け出なければならない。この場合において受給資格者が自ら届け出ることができないときは、その事情を明らかにして、他の者が届け出ることができるものとする。

(受給資格者証の交付)

**第6条** 町長は、登録を行ったときは、受給資格者に対して、子ども医療費助成金受給資格者証(以下「受給資格者証」という。)を交付する。

(受給資格者証の提示)

**第7条** 受給資格者は、子どもが健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者(以下「保険医療機関等」という。)による診療を受ける場合は、当該保険医療機関等に被保険者証又は被扶養者証及び受給資格者証を提示しなければならない。

(助成金の支給申請)

**第8条** 受給資格者は、助成金の支給を受けようとするときは、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。

2 受給資格者が前条の規定により県内の保険医療機関等で被保険者証又は被扶養者証及び受給資格者証を提示して療養の給付等を受けたときは、当該保険医療機関等から提供される情報に基づき、鹿児島県国民健康保険団体連合会から町長に当該療養の給付等に係る費用額又はその他助成金の算定に必要な事項が通知されたことをもって、前項の規定による助成金の支給申請があった

ものとみなす。

- 3 同条第1項の申請は、子どもが療養の給付等を受けた日の属する月の翌月から起算して6月を超えるときは、行うことができない。ただし、やむを得ない事情があると町長が認めるときは、この限りでない。

(助成金の支給)

**第9条** 町長は、前条第1項の申請があったとき又は前条第2項の規定による申請があったものとみなされるときは、その内容を審査して助成金の額を決定し、当該申請に係る受給資格者に助成金を支給する。

(助成金の制限)

**第10条** 町長は、助成金の支給原因である疾病又は負傷が第三者の行為によって生じたものであり、受給資格者が当該第三者から同一の事由につき、すでに損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、助成金を支給しない。

- 2 受給者が助成金の支給を受けた後において、第三者から損害賠償を受けたときは、受給者は速やかに支給を受けた助成金の限度において、町長の定める額を返還しなければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

**第11条** 助成金の支給を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

**第12条** 偽りその他不正の行為により助成金の支給を受けたと認められるときは、町長は既に支給した助成金の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

**第13条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則4項の規定は、公布の日から施行する。

(和泊町乳幼児医療費助成条例の廃止)

- 2 和泊町乳幼児医療費助成条例（昭和48年条例第18号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に附則第2項の規定による廃止前の和泊町乳幼児医療費助成条例第5条第1項に基づく受給資格者の登録を受けている者は、この条例の施行の日においてこの条例第5

条第1項の受給資格者の登録があったものとみなす。

(和泊町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

- 4 和泊町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年和泊町条例第28号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(準備行為)

- 5 この条例の施行の日においても、この条例の実施のために必要な受給資格者証の交付等の準備行為をすることができる。